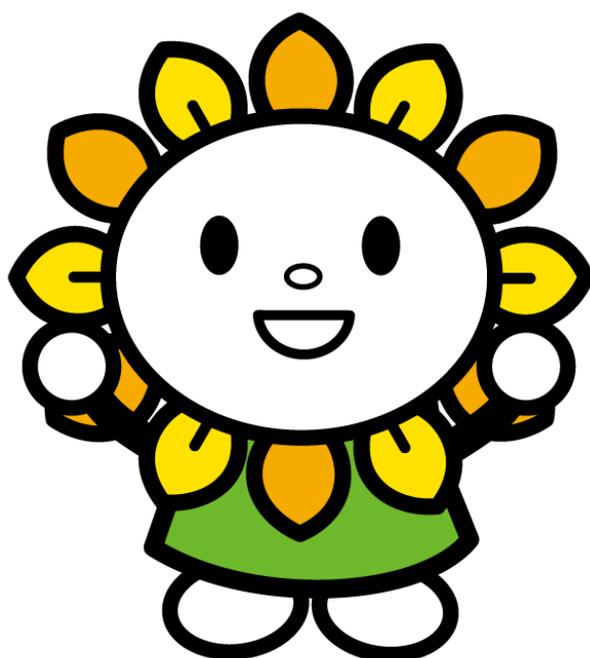


# 尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準



平成26年1月

尾張旭市

はじめに

## 尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準の策定について

尾張旭市では、平成10年3月に「尾張旭市人にやさしい街づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、高齢者や障がい者だけでなく、すべての市民に配慮した環境整備を推進するため、建物や道路、公園、交通機関などの物的環境（ハード）の具体的な整備方針や改善計画、また、思いやりの心や信頼関係、社会サービスなどの社会的環境（ソフト）の具体的な取り組みについて定め、ハード・ソフト両面からその実現を目指してこれまで取り組んでまいりました。しかし、策定から10年以上が経過し、その間の推進計画に関する進捗状況を確認するとともに、計画策定当時の法令改正や社会情勢の変化などを勘案すると、推進計画の内容にも見直しが必要な部分が生じています。しかしながら、推進計画に沿ってこれまで施設整備を行ってきた経緯もあり、また、その基本的考え方は引き続き継承していくことが望ましいことから、大幅に変更を要するものではありません。

また、本市においては平成16年に健康都市宣言を行い、「寝たきりにさせないまちづくり」、「外に出かけたくなるまちづくり」、「住み続けたくなるまちづくり」を三本の柱に据えており、そのうちの「外に出かけたくなるまちづくり」を進める上においても、誰もが気軽に気兼ねなく出かけられるようにハード面、ソフト面を整備していく必要があります。

これらのことから、内容的には継続して実施していくことが望ましいながらも、策定からかなりの時が経ち、形骸化しつつある推進計画に代わり、新たに「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」を策定し、今後の本市における「人にやさしい街づくり行政」の施策展開に反映するものとします。

## 目 次

第1章	整備基準の基本方針	1
1	基本目標	1
2	整備基準の作成方針	1
第2章	物的環境整備計画	2
1	建築計画	2
2	道路計画	6
3	交通計画	8
4	公園計画	9
第3章	社会的環境整備計画	9
1	PRとコミュニケーション	9
2	外出や社会参加への支援	11

## 第1章 整備基準の基本方針

### 1 基本目標

高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が気軽に外出したり、社会活動に参加できる街づくりを進めていくためには、

- 気軽に楽しく通れる街中
- 快適に移動できる交通手段
- 気軽に利用できる街の施設
- これらを支えてくれる市民
- これらを推進する行政

を目指して、次のような理念と目標を推進計画から引き続き継承します。

#### 【基本理念】

『誰もが明るくいきいきと暮らせる  
人にやさしい公園都市』

#### 【基本目標】

##### 『気軽に通れる街』

高齢者や障がい者などが気軽に外出、移動ができる条件の整備

##### 『楽しく活動できる街』

高齢者や障がい者などが気がねなく買物、社会参加、コミュニケーション活動ができる条件の整備

##### 『人にやさしさとぬくもりの伝わる街』

すべての市民がやさしさとぬくもりを感じることでできる支援体制

### 2 整備基準の作成方針

整備基準の作成方針は、次のとおりとし、各々について検討します。

#### ① 物的環境整備計画（ハード）

「県条例<sup>※1</sup>」の措置及び「整備指針<sup>※2</sup>」の技術的配慮項目に示された基準に基づき、本市の実情を考慮して、建築物や道路などの具体的な整備方針を定めます。

#### ② 社会的環境整備計画（ソフト）

「整備指針」に示された考え方に基づき、本市における具体的な取り組みについて定めます。

※1：人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）

※2：人にやさしい街づくり望ましい整備方針（愛知県）

## 第2章 物的環境整備計画

物的環境整備計画は、バリアフリーを実現するため、建築物等の活動空間、道路や交通機関等の移動空間、公園等の憩いの空間などを「すべての人にやさしい」という考え方にに基づき、具体的な整備を進めることを目的としています。

具体的な整備は、新施設は当然のこととして、既存の施設においても改善に努力することが必要といえます。

### 1 建築計画

公共的な施設は、市民の生活や社会参加に重要な役割を果たしていますが、現状においては、段差が大きい、出入口の幅が狭い、適切な便所がないなど、高齢者や障がい者などにとって多くのバリアが存在しています。

こうしたバリアを取り除くため、また、全ての人にとって使いやすい施設とするため、次のような整備方針を定めます。

なお、民間施設においても同様な現状が見られるため、PR等を通して整備方針に沿った整備や改善を誘導していきます。

#### (1) 建築物の整備方針

##### ア 通路等

- (7) 道路や駐車場から建物の主要な出入口までの通路及び建物内部の主要な通路、廊下の有効幅員は 140 cm以上とします。やむを得ない事情で 140 cm以上の有効幅員が確保できない場合は、適切な位置に 140 cm以上のすれ違いスペースを設けます。
- (8) 道路から建物へ、駐車場から建物の出入口までの主要な動線及び建物内部の主要な通路、廊下には、原則として段差や階段を設けないようにします。やむを得ず高低差を設ける場合には、その高低差をできる限り小さくするとともに、屋外については勾配 15 分の 1 以下、屋内については勾配 12 分の 1 以下のすりつけやスロープを設けます。
- (9) 排水溝の蓋は、杖、車いすのキャスター等が落ち込まないようにします。
- (10) 平坦で濡れても滑りにくく、凹凸の少ない素材を使用します。
- (11) 不特定多数の人が利用する大規模な建物には、道路や駐車場から主要な出入口、案内所等まで、誘導用ブロックを設けます。

##### イ 出入口

- (7) 玄関の有効幅員は 90 cm以上とし、玄関以外の主要な出入口の有効幅員は 80 cm以上とします。

- (イ) 自動扉、又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないようにします。(利用頻度が高い施設の玄関口は、自動扉とします。)

## ウ 階段

- (ア) 回り階段にしません。
- (イ) 手すりを設けます。
- (ウ) 段鼻は滑りにくく、つまずきにくい構造とします。
- (エ) 表面は粗面、又は滑りにくい材料で仕上げます。
- (オ) 存在を容易に識別できるものとします。

## エ エレベーター

- (ア) 不特定多数の利用者があり、かつ直接地上へ通ずる出入口のある階以外の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建物に設置します。
- (イ) 不特定多数の人が利用する大規模な複数階の建物には、障がい者対応エレベーターを設置します。
- (ウ) 出入口の有効幅員は 80 cm以上とします。
- (エ) かごは、幅 1.4m以上、奥行 1.35m以上とします。

## オ 便所

- (ア) 便所には、原則として段差を設けないようにします。段差がある場合は勾配が 1/12 以下（屋内）のスロープを設置します。(ただし、段差の高さが 16 cm以下の場合は 1/8 以下とします。)
- (イ) 出入口の有効幅員は 80 cm以上とします。
- (ウ) 床の表面は滑りにくくします。
- (エ) 男女各々の便所には、手すり付きの洋式便所を 1 以上設けます。また、男性便所の出入口に一番近い小便器は床置き式ストールとし、手すりを設けます。
- (オ) 不特定多数の人が利用する大規模な建物には、車いす対応便所を設けます。また、車いす対応便所は、高齢者や子供連れの人にも利用できるような多目的便所とします。
- (カ) 不特定多数の人、または主として高齢者、障がい者等が利用する便所にはオストメイト対応便所を設けます。
- (キ) 便所には利用状況に応じてベビーシート等を設置します。

## カ 駐車施設

駐車台数が 25 台を超える駐車場では、障がい者用駐車場を設置します。

設置台数は、駐車台数 50 台につき 1 台とし、150 台を超える場合は 3 台以上とします。(26 台から 99 台までは 1 台、100 台から 150 台までは 2 台設置。) また、車いす使用者の利用状況に応じて、基準以上の台数の設置を検討します。(有効幅員は 1 台あたり 350 cm 以上とする)

## キ 案内表示

案内表示は、位置、表記方法、文字の大きさ等をできる限り高齢者や障がい者などにも分かりやすいよう配慮します。

## ク その他

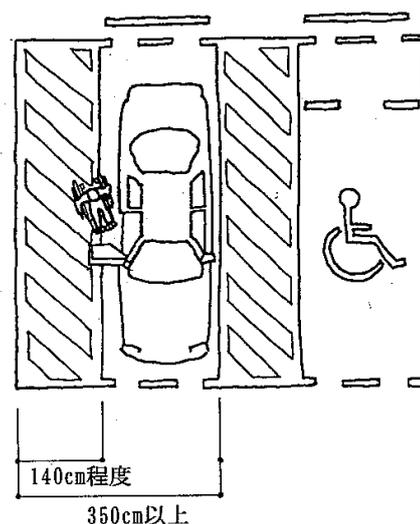
その他の整備についても、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に従うとともに、ユニバーサルデザインを考慮します。

### 【具体的な整備例】

#### ア 障がい者用駐車場

- (7) 不特定多数かつ車いす使用者の利用が見込まれる施設には、障がい者用の駐車スペースを設けます。
- (1) 1 台あたりの駐車スペースの幅は、350 cm 以上とします。

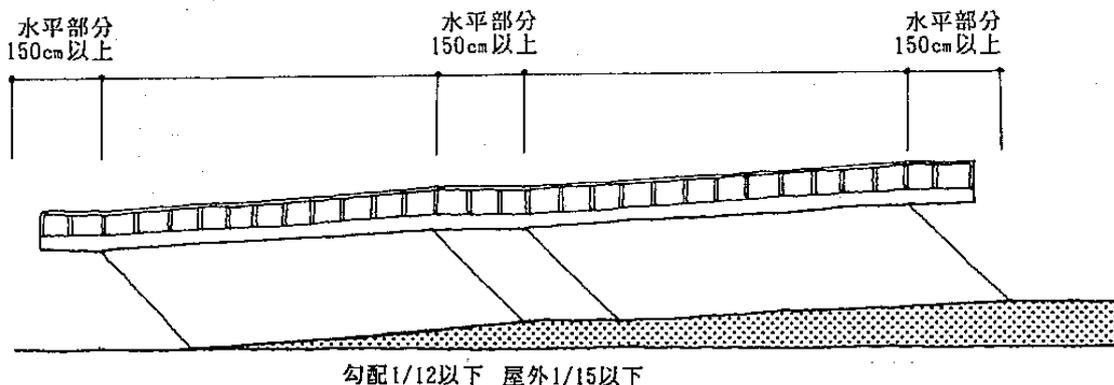
障がい者用駐車スペースの形状



#### イ スロープ

- (7) スロープの勾配は、原則として 12 分の 1 以下（屋外については 15 分の 1 以下）とし、スロープの始点、終点、踊り場には、水平なスペースを 150 cm 以上確保します。
- (1) 公共施設については、できる限り穏やかな勾配にするよう努めます。

スロープの例



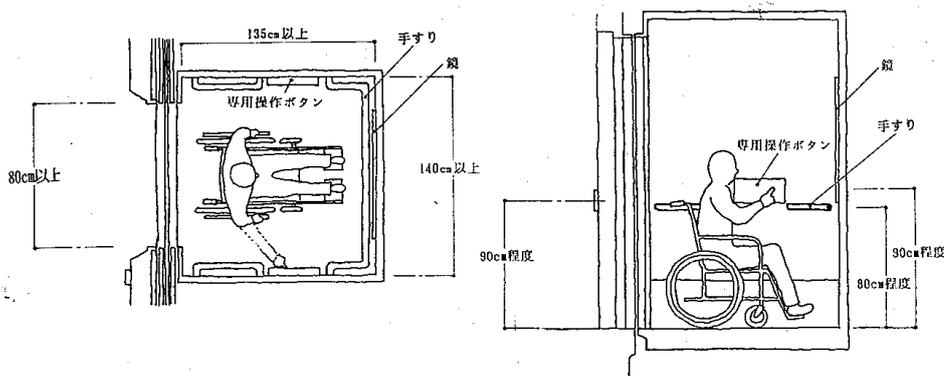
## ウ 視覚障がい者の誘導案内

- (ア) 主要な動線は、滑りにくい材質で平坦に仕上げることとし、誘導用ブロックや色彩などにより、視覚障がい者にも分かりやすいような配慮をします。
- (イ) 大きくて分かりやすい色彩の案内表示板の設置や、表示板が見やすいような位置や照明の工夫を進めていきます。
- (ウ) 点字案内表示板の設置を進めていきます。

## エ 障がい者対応のエレベーター

- (ア) エレベーターの操作ボタンは、車いす使用者や視覚障がい者に配慮したものとします。
- (イ) 出入口の有効幅員は、80 cm以上とし、カゴの内法寸法は、間口 140 cm以上、奥行 135 cm以上とします。

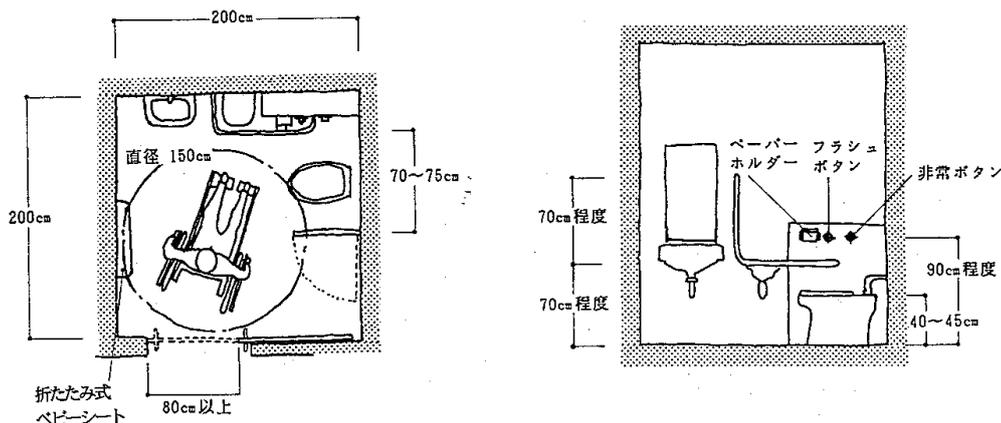
障がい者対応エレベーターの仕様



## オ 車いす対応の多目的便所

- (ア) 車いす対応の便所は、車いすが回転できる広さとします。(回転直径は 150 cm以上、室内全体は 200 cm×200 cm以上)
- (イ) 出入口の有効幅員は、80 cm以上とします。
- (ウ) 便器は、手すり付きの洋式とします。
- (エ) 洗面台や鏡は、床から 70 cm程度の高さとします。
- (オ) 車いす対応便所は、ベビーシート等を併設して、子供連れの人にも安心して利用できるようにします。

車いす対応ブースの構造



## (2) 公共施設（市有建物）の改善計画

市有建物の多くは、県条例施行前に建築されているため、色々なバリアが存在し、人にやさしい街づくりの考え方に沿った整備がなされていませんでしたが、これまで既存施設においては様々な整備を行っています。

既設建物の整備にあたっては、県条例を遵守するとともに、本計画に従って整備を図ることとします。しかし、スペースの欠如等により物理的に不可能な場合や投資効果が低く整備することが必ずしも妥当とはいえない場合については、代替措置を含め改善方法を検討することとします。

## (3) 住宅

住宅は、市民が毎日、食事や休息、就寝などを行うための最も身近で重要な空間といえます。急速に進む高齢化社会に対応するためには、高齢者だけでなく、障がい者にとっても安全で快適に住むことができる住宅を整備することが必要となります。

市営住宅については、「尾張旭市公営住宅等長寿命化計画」の中で、高齢者や障がい者の対策として、手すりの設置や各居室の段差の解消などのバリアフリー設計について述べているので、ここでは一般住宅について触れることとします。

### 【一般住宅】

健康で若い人でも数十年後には老人となり、その時にはバリアフリー住宅が必要となります。このような観点からも、一般住宅の新築や改良を行う際には、建築相談等を通して、バリアフリー住宅建設の促進を図っていきます。

## 2 道路計画

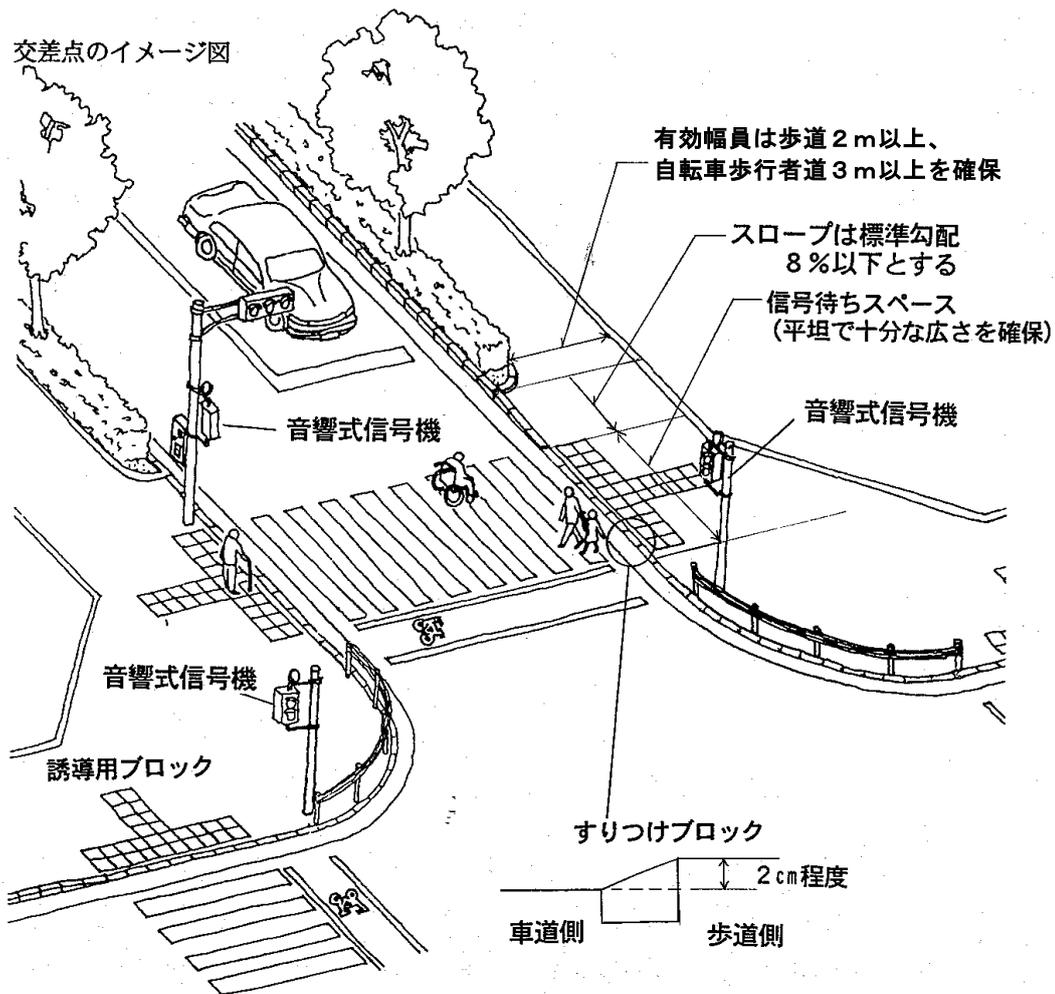
道路は、不特定多数の人や物の移動を支えており、市民にとって最も身近な都市施設のひとつとして重要な役割を果たしています。しかし、現状においては、交差点等の歩道と車道のすりつけ勾配が急な個所や、車両乗り入れ口のすりつけによるアップダウン、歩道上の障害物などの様々なバリアがみられ、高齢者や障がい者をはじめすべての人が安心して通行できる歩道等の整備が求められています。

こうしたバリアを取り除くため、次のような整備方針を定めるとともに、尾張旭市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に従って整備を図ります。

既設の道路についても、整備方針に基づき、可能な限り整備を図っていきます。

## (1) 歩道・交差点の整備方針

- (ア) 歩車道はできる限り分離し、歩行者の安全を確保します。
- (イ) 歩道の構造は状況に応じ、できる限りフラット型及びセミマウントアップ型とします。
- (ウ) 歩道の有効幅員は2 m以上、自転車歩行者道は3 m以上とします。
- (エ) 信号待ちスペースは、十分な広さを確保するとともに、歩行者や自転車、車いす利用者などが待機しやすいように平坦な状態にします。
- (オ) 歩道等における歩行動線上の歩車道境界には、段差を設けないよう努めます。やむを得ず高低差が生じる場合は、適切な位置に標準勾配8%（約12分の1）のすりつけを設けます。
- (カ) 交差点等の歩車道境界には、視覚障がい者にも分りやすくするため、2 cm程度の高低差を設けるとともに、車いす利用者でも無理なく通れるようなすりつけブロック等を設けます。
- (キ) 歩道に車両乗り入れ口を設ける場合は、歩道の平坦部をできる限り広く残すよう努めます。
- (ク) 主要な交差点の歩道を新たに整備する際には、視覚障がい者の安全を確保するため、誘導用ブロックを設置するよう努めます。
- (ケ) 通行量の多い信号交差点や視覚障がい者の利用が多い施設周辺の信号交差点においては、音響式信号機の設置を関係機関に働きかけていきます。
- (コ) 歩道上にある電柱や道路標識などが、視覚障がい者等の通行の妨げにならないよう関係機関に働きかけていきます。
- (サ) 通行量の多い歩道で、農地や水路などと大きな段差がある場合は、防護柵等の設置を検討していきます。
- (シ) 歩道等においては、通行上の障害となる原因の排除に努めます。



### 3 交通計画

鉄道やバスなどの公共交通機関は、市民にとって重要な移動手段のひとつです。本市の場合、鉄道については東西方向に4駅が整備され、都市間の移動に重要な役割を果たしており、バスについても尾張旭市営バス「あさび一号」が市内を南北に循環するよう運行し、市民の足として定着してきています。

また、本市が目指すべき都市交通のビジョンとして策定した「尾張旭市交通基本計画」に基づき、施策を展開していきます。

#### (1) 鉄道

鉄道駅は、駅前広場や道路から改札口まで、さらに改札口からホームまでを高齢者や障がい者などにも利用しやすいように、エレベーターやエスカレーターの整備を推進するとともに、関係機関にも要請していきます。

## (2) バス

市内の鉄道4駅に連絡する南北方向のバス路線の充実を図ることについて、関係機関に要望していきます。

また、尾張旭市営バス「あさぴ一号」の利便性や快適性を向上させ、利用ニーズ等を踏まえた移動手段の確保に努めます。

## 4 公園計画

都市公園などは、市民の憩いの場として重要な役割を果たしていますが、現状においては、出入口の通路幅が狭い、園路の勾配が急、便所の段差などの様々なバリアがみられ、高齢者や障がい者をはじめすべての人が利用しやすい公園等の整備が求められています。

こうしたバリアを取り除くため、次のような整備方針を定めます。

既設の公園等についても、整備方針に基づき、可能な限り整備を図っていきます。

### (1) 公園の整備方針

ア 出入口の幅や主要な通路（園路）の幅、スロープの勾配等は、尾張旭市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例や、建築物の整備基準に基づいて整備を図ります。

イ 利用頻度の高い公園には、パーゴラ等で日影のある場所を作ったり、ベンチや東屋などの休憩スペースを設けます。

ウ 利用頻度の高い公園には、便所を設置します。また、便所の構造については、尾張旭市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例や、建築物の整備方針に基づいて整備を図ります。

## 第3章 社会的環境整備計画

「人にやさしい街づくり推進計画」は、ハード面の整備に重点を置いた計画であるが、これを全市的に実現していくためには、計画のPR、市民や事業者等の理解や市民との連携など、ソフト面での支援体制の充実が重要となります。

### 1 PRとコミュニケーション

「人にやさしい街づくり」を進めていくためには、行政だけでなく、市民や事業者等の理解と協力が必要となります。高齢者や障がい者が街中に出て買物をしたり、コミュニケーションを行う際に自然に手助けや協力ができたり、「人にや

さしい」という観点から施設づくり、街づくりを進めていけるような気運の醸成、さらにはこのような環境を作っていくためのPRや支援を、市民と行政が一体となって行うことが重要となります。

以上の点を考慮して、次のようなPRやコミュニケーションの推進を図っていきます。

#### (1) 市民に対するPR

ア 福祉の現状や「人にやさしい街づくり」について、行政の施策として積極的に市民や事業者等にPRを進めていきます。

イ 広報、ホームページなど、さまざまな媒体を活用しPRを行っていきます。

ウ 福祉団体やボランティア団体などの協力体制の充実を図り、日常生活の中で「人にやさしい街づくり」のPRを進めていきます。

#### (2) 事業者等に対するPR

市民の移動手段の基本となる鉄道・バスなどの事業者や市内の民間事業者に対して、高齢者や障がい者などが利用しやすい環境づくりについてのPRなどを行っていきます。

#### (3) 学校教育の場における相互理解

ア 日ごろから児童・生徒に対して、福祉の必要性や重要性についての教育を積極的に取り入れていくように努めます。

イ 障がい者や特別支援学級との交流や学習の充実を図ります。

ウ 教員も、福祉教育についての研究会や講習会に参加できるよう努めます。

#### (4) アクセシビリティに配慮した情報発信

ア 高齢者や障がい者に配慮したホームページを運営し、様々なツールで情報発信できるように努めます。

イ 高齢者や障がい者用のコミュニケーション機器等について、積極的に利用できるような情報の提供に努めていきます。

#### (5) 障がい者教室の充実

ア 聴覚・言語機能障がい者のための手話教室を充実し、健常者の参加も促していきます。

イ 視覚障がい者のための点字教室を開催し、健常者の参加も促していきます。

ウ 障がい者の手助けとなるボランティア教室を開催し、ボランティアの育成や協力体制の充実を図っていきます。

## 2 外出や社会参加への支援

高齢者や障がい者が外出する際、交通機関や便所などの問題で行動が制約され、結果的に社会参加の機会を失ったり、家に閉じこもったり、寝たきり状態になったりします。

こうしたことを防ぐため、高齢者や障がい者が気軽に買物をしたり、各種行事にも参加できるようなソフト面からの支援体制の充実が必要となります。

現在は、市が中心となって様々な行事や支援を行っていますが、今後も時代の要請に合った展開を進めていくことが重要となります。

以上の点を考慮して、次のような支援体制の推進を図っていきます。

### (1) 高齢者や障がい者の社会参加機会の充実

ア 高齢者や障がい者が参加できる各種行事や教室の充実を図ります。

イ 高齢者や障がい者が積極的に参加できる生涯学習の機会の充実を図ります。

ウ 高齢者や障がい者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターや福祉事業所の充実を図ります。

### (2) 移動手段の確保

ア 心身障がい者タクシー基本料金の助成等の充実を図ります。

イ 鉄道やバス、タクシーなどの交通機関を運営する事業者や乗務員に対して、障がい者等への対応の充実を申し入れます。

### (3) ボランティア等の充実

ア 福祉面におけるボランティアの充実を図ります。

イ ボランティアが活動しやすい体制づくりを図ります。

### (4) 生活面での利便性の充実

店舗等の事業者に対して、高齢者や障がい者が安心して買物できる体制の充実を申し入れます。

### (5) 視覚障がい者への協力体制

歩行困難者への外出誘導や手助け体制の充実を図ります。

### (6) 電動車いすの普及

電動車いすの普及を進めるため、購入時の相談や情報の提供に努めます。